

京都市上下水道局管理規程第12号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年12月28日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第1条中「、休息时间」を削る。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 勤務時間、休憩時間及び休日等

第4条中「40時間」を「38時間45分」に、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改める。

第7条第1項中「場合は45分、8時間を超える場合は」を「場合について、」に改める。

第7条の2を削る。

第8条第4項中「40時間」を「38時間45分」に、「16時間から32時間」を「15時間30分から31時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(上下水道局総務部職員課)